

## 答 申

### 第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が平成25年（2013年）11月7日付け秘書第14号で行った公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、非開示とした次の部分は開示すべきであるが、その余の判断は妥当である。

「知事上京日程」のうち、宿泊先に関する情報（実施機関が理由説明書において説明する「目的地（宿泊先）」及び「目的地所在地」）。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成25年（2013年）10月29日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「山本繁太郎知事の2013年10月23日（水）から24日（木）までの東京出張に係る内容が記載された、①出張の目的・内容（一般職員の旅行命令書に相当）、②出張期間中の行動内容（一般職員の復命書に相当）、③東京出張に関する報道機関への情報提供」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「山本繁太郎知事の平成25年（2013年）10月23日（水）から24日（木）までの東京出張に係る、「旅行命令（精算払）履歴」、「旅行復命／旅費請求履歴」の全て（以下「文書1」という。）」及び「山本繁太郎知事の平成25年（2013年）10月23日（水）から24日（木）までの東京出張に係る「知事上京日程」の全て（以下「文書2」という。）」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

なお、実施機関は、東京出張に関する報道機関への情報提供は電話等による日々の取材に口頭で対応しているものであり文書は不存在であるとして、そのことを本件処分の通知書に記載した。

#### 3 実施機関の処分

実施機関は、本件処分を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

#### 4 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成25（2013）年11月25日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

県知事は行政の長であるとともに、政治家でもあるから、公務においても時に隠密の行動を要する場面があることは理解できるが、本件のように東京都における「商工

用務」のための出張において、特に秘匿すべき用件（公務）は通常考えられない。

「開示しない理由」は、条例の規定をそのまま引用するもので、何ら非開示とすべき具体的な理由が述べられていない。

「知事上京日程」に対する異議申立ての理由は、次の5点である。

- (1) 総務省及び国土交通省の職員の職及び氏名に関する情報は、条例第11条第2号ニに規定する「国家公務員の職務の遂行に係る情報」に明白に該当する。

なお、国（政府）の「情報公開に関する連絡会議申合せ」（平成17年8月3日）は、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障のない限り公にすることとされた（塩野宏「行政法I（第5版）」有斐閣340頁）。このことから、当該国の職員の職・氏名は開示を免れないものである。

- (2) 訪問企業（2社）名は、法人情報ではあるが、条例第11条第3号に規定する「公開することにより、当該法人に不利益を与えるおそれ」が何ら具体的に述べられておらず、開示すべきである。

最高裁平成6年1月27日第一小法廷判決は、法人情報の該当性につき、「業者の営業上の秘密、ノウハウなど同業者との対抗関係上特に秘匿を要する情報」に限定しており（行政判例百選I（第5版）39事件）、いずれの企業も1時間足らずの「意見交換」で、上記のような秘匿情報が話し合われることは通常ありえない。

- (3) 条例第11条第5号に規定する国との間における協議等に関する情報は、非開示とするには、「当該事務・事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれ」が生じることが要件とされるが、「支障」の内容や「おそれ」（蓋然性）が何ら具体的に述べられておらず、開示すべきである。

また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）においても、類似の同法第5条第5号（事務又は事業に関する情報）の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の意義につき、「「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される」と解釈されており（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」78頁）、妥当である。

- (4) 部分開示決定は、行政手続法（平成5年法律第88号）上の拒否処分であり、同法第8条（理由の提示）に基づき具体的な理由を提示しなければならない。本件においては単に根拠条文を示すのみで、理由不備により行政手続法違反とする多数の判例に照らしても明白に違法である。

最高裁平成4年12月10日第一小法廷判決は、情報公開条例に係る事案であり、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に該当規定を示すのみでは、当該公文書の種類・性質等と相まって請求者において当然知り得るような場合は別として、不十分である。」と判示した（行政判例百選I126事件）。本最高裁判決に照らしても、本件部分開示処分は明白に違法である。

- (5) 開示請求対象としている公文書のうち、「東京出張に関する報道機関への情報提供」については、部分開示決定通知書の「開示をしない部分」欄において、「※報

道機関への情報提供は電話等による日々の取材に口頭で対応しているものであり文書は不存在」とされた。要は、知事の出張の用務や日程については、県民への積極的な公表は行わないということである。

参考として、請求対象とした平成25年10月23日及び同月24日の中国地方5県の知事の動静を報道した中国新聞の「知事往来」（以下「本件新聞記事」という。）を掲げる。県民が知りたいのは、いつ東京へ行って、いつ山口に帰ったかではなく、地元での多忙な業務の合間を縫って上京し、どのような行動をしたかである。公人としての仕事ぶりである。本件に即せば、トップセールスの実績と成果である。

本件新聞記事に掲載されている他県の知事と比べて、いかにも見劣りがすることは明らかであろう。私が、あえて情報公開請求を行った動機はまさにこの点であった。

しかも、「知事上京日程」によれば、16時には宿舎に到着しているようであり、夜の行事も入っていないのであるから、翌日の国土交通省の用務を都合すれば、日帰りも可能ではないか。これだと地元を空けずに済む。

以上は推測であるが、他県の知事と同様に、「情報公開」との「両輪」である「情報提供」さえ行えば、すべての県民に知事の東京での仕事ぶりが見えてくるのである。

法律に即せば、情報公開法の理念である「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務」（アカウンタビリティ）、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進」（同法第1条）、さらには行政手続法の基本原則である「行政運営における公正の確保と透明性の向上」は、「開かれた県政」を目指すべき県知事のバックボーンとするにはいささか不足と評さざるを得ない。

以上のような知事の「政治姿勢」は、この際基本から改めていただくことを要望して結びとする。

最後に、審査会委員各位におかれては、上記のような県民不在の行政運営に厳しい目を向けられ、賢明な判断を心から期待するものである。

### 3 実施機関の理由説明に対する意見

#### (1) 山本知事の辞任報道を聞いて

昨日（平成26年1月8日）来の新聞報道によれば、山本繁太郎知事は辞任の方向のようである。ホームページの年頭のメッセージでは、「これまでのしきたりを打破」と述べたので、これまでの政治姿勢そのものといえる本件新聞記事の知事上京日程くらいは打破して、他県並みに明らかにしてほしかったところである。そうすれば、私の異議申立ても、多忙な審査会委員の手を煩わせるまでもなく認容されるであろう（行政不服審査法（昭和39年法律第160号）第47条第3項）。

#### (2) 新知事への期待

次の知事には、県政の体質改善の第一歩として、本件新聞記事の知事動静における透明性・公開性の「飛躍」（山本知事のメッセージのタイトル）を望むものである。

次の知事が、「開かれた県政」のもと、本件処分を適当でないとは判断して取り消

して、全部開示の決定をやり直せば、異議申立ては審査会の答申がなくても「却下」できる（行政不服審査法第47条第1項。「訴えの利益なし」と同様）。異議申立人も取下げに応じることができる（行政不服審査法第48条及び第39条）。

新知事には、審査会に丸投げしていただらずに時間と手間を浪費するのではなく、以上の解決方法を検討していただきたい。

ちなみに、行政法の通説をなす塩野宏は、「行政法Ⅱ（第5版）」有斐閣9頁において、行政上の不服申立ての存在理由として「これによって、行政側としては自己の処分を見直す機会が与えられることになる。」、つまり「反省」の契機となることを挙げている。訴訟経済の観点からも、検討を要する事柄であろう。

### (3) 既公表・既知の情報もあり

理由説明書で明らかにされたとおり、「知事上京日程」中の①非開示とされた企業名は既に公表されており、②来年度の予算はすでに閣議決定されている（知事が直接動かなければならない重点要望項目は議会向けにも公表され、要望先の省庁も特定できる。要望が認められたかどうかは公表される）ので、「時限秘」の考え方（ある日時、事実の発生までは秘匿を要するが、それが過ぎれば秘密ではなくなる。例として試験問題は試験実施日までは秘密であるが、それが済めば公表される）により、改めて開示決定すればよい。

③公人である知事の宿泊先も、通常「江戸屋敷」は決まっている。その場所は職員ならずとも多くの関係者には周知されており、そこで打合わせや面会、懇談などが行われることも多いパブリックな空間であって、まるまる私的な場所ではない。

（国会議員の議員会館と同様）つまり既知の情報である。

### (4) 理由説明書は後出しじゃんけん・違法

理由説明書においては、いまさら非開示とした理由を述べるだけでなく、異議申立人の主張に対する見解を述べるべきである。

先ず、第3の2「異議申立ての理由」の(4)であるが、本件処分の段階で、具体的な理由を提示しなければ行政手続法違反で違法である。情報公開請求者は、非開示決定に不服であれば、異議申立てによらずとも、直接取消訴訟を提起できる。不服申立て前置は不要である（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条）。上記(4)であげた最高裁判決は、直接訴訟を提起した事件である。裁判となれば、公文書の非開示決定通知書に記された理由のみが判断の対象となり、今回のような理由説明書を後から法廷に出しても「後出しじゃんけん」として認められない。本件は、該当規定（第〇条該当）のみを非開示決定通知書に書いたもので、負けるべくして負けた事例である。

理由説明書も同様に異議申立てが出されてからようやく理由らしきものを述べるもので、「後出しじゃんけん」であって、許されない。

### (5) 条文、判例、行政解釈等に照らした説明なし

理由説明書は、異議申立人が第3の2「異議申立ての理由」の(1)、(2)、(3)で示した条例の条文、最高裁判例、行政解釈等に照らして、非開示条項に該当する妥当な判断であることを一切説明していない。例えば、条例を解説した職員向けの解釈・運用の手引への言及は一切ない。

審査会はあくまで法的な判断を任務とする公正な第三者機関であるので、実施機関としての法的な判断の提示が不可欠である。実施機関側での法的な見解の提示がなければ審査にならない。特に上記(3)の行政運営情報の「おそれ」の解釈は、判例、国（行政）の法解釈において単なる「おそれ」では足りないとする解釈が定着している。理由説明書ではこれら判例等に一切触れることなく、ひたすら「おそれ」を連発するのみで、到底審査会での審査には堪えないと考える。

実施機関には、改めて「おそれ」の具体的な内容、蓋然性について説明を求めるものである。

#### (6) 審査会へのお願い

審査会においては、実施機関の「おそれ」ありとの説明について改めて具体的な説明を求めるとともに、よりの確な判断に資するため、次の事項について調査・検討をお願いするものである。

##### ① 他の自治体における運用状況

情報公開制度は自治体が先行したが、平成11年（1999年）の情報公開法の制定により、自治体条例の非開示情報条項（適用除外事項）は、横並びとなった感がある。このことは、条例の内容は政策事項とはいえ、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の守秘義務（同法第34条）の「実質秘」説からは当然である。自治体による判断のばらつきは、条例の文言よりもその運用にあるといえる。同様の文言でも、開示の判断が分かれる。

本件新聞記事に掲載されている各県の知事の活動内容は、特段山口県と異なるものではなく、「知事上京日程」の非開示情報類似の情報は、他県では多く公表されているものと思われる。審査会におかれては、非開示情報を実見（インカメラ）された上、各県に対し、支障の有無については是非照会を行い、参考としていただきたい。その結果、公表されたことへのクレームが多ければ、「おそれ」の蓋然性は高いと判断できるであろうが、多分ない。

ちなみに、広島市長の交際費を開示請求したところ、名刺代とのし袋代しか開示されなかったので、「のし袋の中を見たい」として訴訟となった事件がある。原告の市議が市と同様の条文を持つ広島県に開示請求したところ、幅広く開示されたので、裁判所に証拠として提出した。結局、市は負けると判断して訴訟外の和解で県並みに開示せざるを得なかった。

以上のように、他自治体での運用との比較は重要である。

##### ② 既に公表されている情報との突合

県は、「やまぐち産業戦略」を最優先課題として取り組んでいる。そのため、都内在住の企業経営者10人にアドバイザーを委嘱しているが、知事がわざわざ上京するのであれば、これらの方に会う可能性は大きい、メンバーの職・氏名はもちろん公表されている。これは一例であるが、既に公表されている関係する情報との突合も是非お願いしたい。

##### ③ 随行員情報との突合

今回知事に同行した職員3名についても、同様の開示請求を行った。開示された内容は知事と同様であるが、当該職員のうち2名の職員の復命書では、

黒塗りとされた訪問した企業名につき、14時10分の企業は4字分と5字分、14時55分の企業は2字分と4字分と食い違いがある。実見の上、その理由を明らかにされたい。

(7) 情報提供のあり方

条例第24条（情報の公開及び提供）は、「実施機関は、その保有する情報を求めに応じて公開するよう努めるとともに、県民が必要とする情報を積極的に提供するものとする。」と定める。言うまでもなく、情報公開と情報提供は「車の両輪」であり、知事の上京日程は、情報公開制度を使うまでもなく、積極的に広く県民に公表されるべきである。

しかし、本件請求のうち「東京出張に関する報道機関への情報提供」に対しては、「報道機関への情報提供は電話等による日々の取材に口頭で対応しているものであり文書は不存在」とされた。これはまるで「裁量的秘密主義」（相手の顔を見て公開の可否を決めること）であり、条例の精神と相容れない。

審査会におかれては、「知事上京日程」の開示の可否に併せて、同日程の公開の在り方についても提言していただきたい。

(8) 出張復命書のあり方

知事、随行者ともに、開示された出張命令書、同復命書を見ると、出張の目的は「商工用務」、その報告はただ「予定通りの業務終了」と書かれているだけである。

県の法規である山口県文書例式（昭和30年山口県訓令第1号）は、復命書のひな形を定め、出張の結果及び状況を上司に報告するよう規定している。上記それぞれわずか1行で、出張の内容が報告できるわけがない。ひな形にさえ明白に反している。異議申立てがなされて初めて理由説明書を作成し、その中でようやく出張の内容が明らかにされたのである。「公文書は、県民の共有財産である」という情報公開制度の基本に明らかにもとる事務処理であり、知事が定めた規則違反である。

平成21年（2009年）に公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）が制定され、日本の官庁における「文書事務」に根本的な変革がもたらされた。同法第4条では、「行政機関の職員は、…（略）…当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう…（略）…文書を作成しなければならない。」と法的に義務付けがなされた。

県の最重点課題である産業振興の進め方について、後世の誰でもが知り検証することができるよう、出張の「結果及び状況」を記した文書が作成されなければならないのである。これは県民に対してのみならず、審査会の委員に対しても当然の要請である。審査会におかれては、十分な審査を受けるに値する文書の作成がなされているかどうかの観点からも検討をお願いする。

また、今後のためにも、公文書管理法に則り、県民への説明責任が果たせる文書作成の必要性についても提言がなされることを希望するものである。

(9) その他（参考）

岩国市における事例であるが、〇〇「基地イワクニの行政法問題」（成文堂、2012）の審査会の運営に関する部分を参考までに添付させていただく。

なお、岩国市情報公開・個人情報保護審査会の答申を「無視」した本件事例は、山口地方裁判所で原告住民の勝訴が確定した。「季刊 情報公開・個人情報保護 vol. 4 1」31頁以下に判決文が「愛宕山地域開発等に係る市長協議・三者協議の報告書の非開示決定」として全文掲載され、11頁以下に熊本県立大学准教授による判例解説が付されている。

#### 第4 実施機関の説明要旨

##### 1 本件公文書の特定

本件請求に係る文書として、文書1及び文書2を特定した。

##### 2 本件公文書の内容及び構成

文書1は、出張等に係る旅行命令、旅行復命、旅費請求の電子事務処理のための「山口県旅費システム」の「旅行命令（精算払）（プリントアウトしたものの表記は「旅行命令（精算払）履歴）」、及び「旅行復命（プリントアウトしたものの表記は「旅行復命／旅費請求履歴）」の入力画面をプリントアウトしたものであり（A4判用紙4葉）、その構成は概ね次のとおりである。

①出張期間、②旅費予算、③旅費金額、④発令年月日及び件名、⑤復命年月日及び結果又は状況、⑥用務内容（出発日、出発地、用務先、帰着地、用務）、⑦旅行雑費（種別、日数、旅行雑費金額等）、⑧宿泊料（種別、夜数、宿泊料金額等）、⑨車賃（出発地、到着地、路程、車賃、高速道路利用区間等）、⑩公共交通機関（乗車日、出発地、到着地、支払方法、金額等）、⑪その他、⑫出張者情報（職員番号、職員名、職務の級、職名、所属、電話番号、自宅住所）、⑬申請者情報（職員番号、職員名、職名、E-Mail、所属、電話番号）

文書2の「知事上京日程」は、山本繁太郎知事の平成25年（2013年）10月23日（水）から24日（木）までの東京出張に際し、知事秘書担当職員が作成した日程表であり（A4判用紙1葉）、その構成は概ね次のとおりである。

①出張月日・曜日、②時間（出発時間、到着時間、面会時間）、③内容（交通機関の出発地、到着地、交通手段、目的地（国、企業、宿泊先）、面会者、目的地所在地等）

##### 3 部分開示決定とした理由

文書1中にある、⑫出張者情報及び⑬申請者情報に記載された職員の「現住所」は、緊急連絡先として記載されたものであり、また「職員番号」は、人事給与等の管理で個人の識別や地方職員共済組合員証の番号としても使用されている。「現住所」「職員番号」のいずれも職務の遂行に必要な情報ではなく、職員の私的側面を有する個人情報としての性格がある。よって、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、同号イからニまでのいずれにも該当しないものであるため非開示とした。

文書2中にある、③内容に記載された「目的地（企業名）」のうち、10月23日14時10分に訪問した企業は、山口県への研究所新設（企業誘致）に伴い進出した企業を訪問して意見交換を行ったものであり、本件処分を行った平成25年11月7日時点では、当該企業誘致決定に係る公表（記者発表日は同年11月21日）をして

いない。また、同日14時55分に訪問したもう一方の企業については、竣工式招待のお礼も兼ね、今後の設備投資や雇用の前倒しの要請のために訪問したものであり、今後の設備投資の動向を含むものであった。

いずれも、企業名の公表自体が、当該企業の営業上、また当該企業の同業者との対抗関係上等で様々な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、当該企業名と当該企業を容易に特定できる当該企業の「面会者」及び「所在地」を含め、条例第11条第3号に規定する法人に関する情報であって、当該法人に不利益を与えるおそれがあるものに該当すると判断し非開示とした。

文書2中にある、③内容に記載された国機関の「面会者」については、いずれも来年度の国の予算編成や施策決定等に関する要望に向けた事前の意見交換等を行うため、商工用務で上京する機会に併せて、知事自らが総務省及び国土交通省を訪問・面会したものである。面会者の氏名・役職を公表することで、今後の事務の円滑な実施を困難にするおそれや、国との信頼関係が損なわれるおそれが懸念されることから、条例第11条第5号に規定する国との間における協議等に関する情報であって、当該事務、事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあることから、省庁名のみでの開示に止めたものである。

文書2中にある、③内容に記載された「目的地（宿泊先）」は、緊急連絡等に必要なたため記載されたものであり、当該上京の目的である業務遂行に必要な情報ではなく、当該職員の保安や、休息をとるために使用する場所であるなど、個人の私的側面を有する個人情報としての性格がある。よって、「目的地（宿泊先）」及び「目的地所在地」については、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、同号イからニまでのいずれにも該当しないものであるため非開示とした。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、山本繁太郎知事の平成25年（2013年）10月23日（水）から24日（木）までの東京出張（以下「本件東京出張」という。）に関する旅行命令（精算払）履歴及び旅行命令／旅費請求履歴について山口県旅費システムに入力された電磁的記録を出力したもの並びに知事の上京日程を記載した文書であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

### 2 条例第11条第2号該当性について

#### (1) 第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて個



人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

同号ロに規定する「公表することを目的として実施機関が保有している情報」とは、公表することを目的として作成された情報や当該個人が公表されることを了承し、又は公表されることを前提として提供した情報、当該個人が自主的に公表した資料等から何人も知り得る情報、公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上プライバシーの権利など個人の権利利益を侵害するおそれがないことが確実である情報などをいうとされている。

## (2) 本件公文書について

### ア 現住所及び自宅住所、並びに職員番号

文書1において実施機関が非開示とした部分には、個人の「緊急連絡先」としての現住所及び「出張者情報」としての自宅住所、並びに「申請者情報」としての職員番号に関する情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、本件公文書が本件東京出張に関する情報であることから、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、条例第11条第2号本文に該当する。また、実施機関によれば知事の現住所は公にされておらず、職員番号は地方職員共済組合の番号としても使用されており、いずれも私的側面を有する個人情報であることから、公務員等の職務の遂行に係る情報ということとはできない。

したがって、現住所及び自宅住所、並びに職員番号は、条例第11条第2号に規定する個人情報に該当し、同号イからニまでに該当しないことから、非開示が妥当である。

### イ 本件東京出張における宿泊先の施設の名称及び所在地等に関する情報

文書2において実施機関が非開示とした部分には、本件東京出張における宿泊先の施設の名称及び所在地等に関する情報（以下「知事の宿泊先に関する情報」という。）が記載されていることを確認した。

実施機関は、知事の宿泊先に関する情報は緊急連絡等に必要のため記載されたものであり、当該上京の目的である業務遂行に必要な情報ではなく、当該職員の保安や、休息をとるために使用する場所であるなど、個人の私的側面を有する個人情報としての性格があると説明する。

これに対し、異議申立人は、公人である知事の宿泊する施設の名称等は職員ならずとも多くの関係者には周知されている既知の情報であり、さらに、当該宿泊施設は、打合わせや面会、懇談などが行われることも多いパブリックな空間であることから、全くの私的な場所ではないと主張する。

当審査会が実施機関に確認したところ、知事の宿泊先については、保安（セキュリティ）上の観点から、秘書課の職員以外には告知及び公表はしておらず、また、本件宿泊先において打ち合わせや面会、懇談などが行われることはないとのことであった。そうすると、申立人の主張するようなパブリックな空間というこ

とはできない。

その一方で、文書2は、全体として公務員である知事の「職務の遂行に関する情報」と捉えるべきであり、文書2に記載されている知事の宿泊先に関する情報についても、宿泊を伴う公務の出張において当該公務の必要により公費で宿泊した宿泊先の情報であることから、知事の宿泊先に関する情報は、実施機関が説明するような個人の私的側面を有する個人情報としての性格があるとしても、「職務の遂行に関する情報」であると考えの方が相当である。

したがって、知事の宿泊先に関する情報は、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報に該当しないことから、開示が妥当である。

### 3 条例第11条第3号該当性について

#### (1) 第3号について

第11条は、実施機関は、第3号に規定する「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示しないことができるとしている。

これは、原則として法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障しようとする趣旨であるが、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからハまでに規定する情報については、開示することとされている。

なお、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかは問わず、事業内容、事業資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、「不利益を与えるおそれがあるもの」に該当する典型的なもの及び具体例としては、販売上のノウハウに関する情報として顧客名簿や新製品の販売計画書、工場設備投資計画書などが、信用上不利益を与える情報として不祥事件報告書などが、人事等専ら法人の内部管理の情報として内部監査実施状況報告書などが考えられている。

#### (2) 本件公文書について

本件公文書をインカメラ審理によって見分したところ、文書2において、実施機関が非開示とした部分には、知事が訪問した2つの企業の名称、面会者及び当該企業の所在地に関する情報が記載されていることを確認した。文書2は知事の本件請求に係る上京日程が時系列に記載されたものであり、個別具体的な訪問目的等までが付記されているものではない。

実施機関の説明によれば、10月23日の14時10分に訪問した企業は、企業誘致に伴い本県への進出を決定した企業との意見交換を行ったものであり、同日の14時55分に訪問した企業は、竣工式招待のお礼と併せて今後の設備投資や雇用の前倒しの要請のために訪問したものである等とのことである。

また、実施機関に改めて確認したところ、文書2は実施機関が知事の上京日程を把握するために作成したものであって、公表を目的として作成したのではなく、事実、新聞報道された情報以外は公表されていないとのことである。

本件情報が公表されていない限りにおいて、このような特定の企業の関係者が知事と直接面談したという情報を県が一方的に公開することにより、その訪問の目的や面談の内容にかかわらず、当該企業の営業上、また当該企業の同業者との対抗関

係上等において様々な影響を及ぼすおそれがあると認めることができる。

したがって、これらの情報は、公開することにより当該企業に不利益を与えるおそれがあるものであり、かつ、条例第11条第3号イからハまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示が妥当である。

なお、異議申立人は、本件公文書において非開示とされている知事が訪問した企業名と、異議申立人が別途情報公開請求により入手した知事に同行した職員の復命書において非開示とされている企業名の字数が違う理由について、審査会が実見により明示してほしいと申し立てている。

こうした異議申立人の指摘に対して、当審査会は、法人等情報に係る非開示事項の該当性を判断するに当たり、本件公文書において非開示とされている当該企業の情報と、同行した職員の同情報との相違の有無について確認しておく必要があると判断し、条例第19条に規定する調査権限に基づいて同条に規定する諮問実施機関から同行した職員の復命書を提出させ、その内容を見分した。

その結果、本件公文書において非開示とされている知事が訪問した企業名と、異議申立人が別途情報公開請求により入手した今回知事に同行した職員の復命書において非開示とされている企業名については、それぞれの公文書における字句は一部違いますが同一の企業を表すものであり、当審査会の開示・非開示の判断には影響しないことを確認した。

#### 4 条例第11条第5号該当性について

##### (1) 第5号について

条例第11条は、実施機関は、第5号に規定する「県の機関（県が設立した地方独立行政法人を含む。以下同じ。）又は国等の機関（県の機関を除く。以下同じ。）の事務又は事業に係る意思形成の過程において行われる県の機関の内部若しくは相互間又は県の機関と国等の機関との間における審議、調査、研究、協議等に関する情報であつて、公開することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」は開示しないことができるとしている。

これは、県の機関又は国等の機関の事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれのある情報を非開示とすることを定めたものであり、例えば、行政内部で審議中の案件又は内容の正確性の確認を終了していない資料等で、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがある情報、行政内部の会議、意見交換の記録等で、公開することにより、行政内部の自由な意見又は情報の交換が妨げられるおそれがある情報等が該当するとされている。

また、「意思形成の過程」とは、特定の事務又は事業における個々の決定手続等が終了するまでの過程のほか、当該事務又は事業が複数の決定手続を要する場合には、当該事案に係る全体としての最終的な意思決定が終了するまでの過程をいうとされている。

なお、「著しい支障が生ずるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「支障」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適

用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

## (2) 本件公文書について

本件公文書をインカメラ審理によって見分したところ、文書2において実施機関が非開示とした部分には、知事が訪問した総務省及び国土交通省における面会者の氏名及び役職（以下「国機関の面会者に関する情報」という。）が記載されていることを確認した。

実施機関の説明によれば、当該訪問・面会は、いずれも商工用務で上京する機会に併せて、来年度の国の予算編成や施策決定等に関する要望に向けた事前の意見交換等を行うためであり、国機関の面会者に関する情報の公開は、今後の事務の円滑な実施を困難にするおそれや国との信頼関係が損なわれるおそれが懸念されることから非開示としたとのことである。

前述のとおり、文書2は、公表を目的としたものではなく、事実、公表されていない情報である。

本件情報が公表されていない限りにおいて、このような知事自らが直接訪問し意見交換等を行った国機関の面会者に関する情報を県が一方的に公開することにより、国との信頼関係が損なわれ、結果として国との間における自由な意見又は情報の交換が妨げられるおそれがあると認めることができる。

したがって、これらの情報は、公開することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障を生ずるおそれがあるものに該当することから、非開示が妥当である。

なお、当該面会者は国の職員であることから、条例第11条第2号の規定によれば、公務員の職氏名であって、当該公務員等の職務に関する情報に含まれるものについては同号の二に該当し、個人情報であっても開示されることとなるが、本件における国機関の面会者に関する情報は、前述のとおり、条例第11条第5号に該当することから、非開示が妥当と判断するものである。

## 5 その他

異議申立人は、意見書において、当審査会に対して情報提供及び出張復命書のあり方等について提言するよう要望しているが、当審査会は、異議申立てに係る諮問に関する限り、条例に基づく実施機関の行った本件処分が処分時において妥当であったか否かの判断に直接関係しない事項については、提言は行わない。

また、異議申立人は、部分開示決定の段階で具体的な理由を提示しなければ行政手続法（平成5年法律第88号）違反で違法であるとし、本件処分に係る部分開示決定通知書において単に根拠条文を示すのみで、理由不備により行政手続法違反とする多数の判例に照らしても明白に違法であると主張する。

開示請求に対する決定関係を定めた条例第7条は、第4項において「公文書の開示をしないことの決定又は第12条の規定による公文書の開示（以下「公文書の部分開示」という。）をすることの決定をした旨の通知をするときは、その理由…（中略）…を記載した書面によらなければならない」としている。

本件処分に係る部分開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）の「開示をし

ない部分」と「開示をしない理由」の記載内容を見る限り、開示をしない理由については根拠となる条例第11条の該当号と併せて、その根拠となる事項についても付記されており、単に根拠規定のみを示したものではない。したがって、本件通知書が条例第7条第4項に規定する理由の記載の要件を欠くものとまでいうことはできない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査会の審査経過等 別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成25年12月16日	実施機関から諮問を受けた。
平成25年12月17日	理由説明書の提出を実施機関宛て依頼した。
平成26年 1月 7日	実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成26年 1月 8日	実施機関から提出された理由説明書の写しを異議申立人宛て送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成26年 1月14日	異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成26年 1月17日	異議申立人から提出された意見書の写しを実施機関宛て送付した。
平成26年 4月28日	事案の審議を行った。
平成26年 6月 2日	事案の審議を行った。
平成26年 7月28日	事案の審議を行った。
平成26年 9月 3日	事案の審議を行った。
平成26年10月28日	事案の審議を行った。
平成26年12月19日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
高 松 恵 子	司法書士	
徳 田 恵 子	弁護士	
三間地 光 宏	山口大学教授	会長
森 永 敏 夫	公認会計士	
山 元 浩	弁護士	会長職務代理者

(平成26年12月19日現在)